

## 国際労働機関 (ILO)

日航 2 労組が整理解雇に反発

2010.12.10. 日本経済新聞電子版

会社更生手続き中の日本航空が雇用契約を強制的に解消する整理解雇の実施を決めたことに対し、パイロットと客室乗務員の一部でつくる 2 労働組合が 10 日会見し、「希望退職はすでに削減目標に達しており、整理解雇の必要性は全くない」などと訴えた。

両労組は、整理解雇に必要とされる「必要性」「人選の妥当性」などの 4 要件が満たされていないと改めて主張。今後、裁判所に解雇者の地位保全を求める仮処分の申し立てを検討するとした。解雇無効を求める訴訟に発展する可能性も高い。

また、日航の労組が加盟する「航空労組連絡会」は同日、国際労働機関 (ILO) に調査勧告を行うよう要請したことを明らかにした。

日航は 12 月 31 日を退職日とし、パイロット約 90 人、客室乗務員約 70 人、休職者約 40 人に対して整理解雇の手続きに入ることを決めている。

日本航空：整理解雇問題 ILO「協議を」

2013.11.21 毎日新聞 東京夕刊 12 頁 社会面

ILO (国際労働機関) 理事会は、日本航空の乗員やキャビンアテンダント 165 人の整理解雇問題で日本政府に対する第 2 次勧告を採択した。ILO に申し立てた日本航空乗員組合などが 20 日、明らかにした。日航の整理解雇の問題は現在、東京高裁で係争中。勧告では、組合と会社がきちんと協議するよう求めている。

[ILO](#) のデータベースである [Normlex](#) を見て、左側の [Supervising the application of International Labour Standards](#) をクリックする。Japan をクリックして、[Complaints procedures](#) の [Freedom of Association cases](#) の [Follow-up](#) をクリック。すると、[Case No 2844 \(Japan\) – Complaint date: 23-MAR-11](#) が [Japan Airlines Flight Crew Union](#) に関するものである。この申立事案のことであることが判る。事件番号をクリックすると、[Allegations](#) として不服申立の概要が示され、[Examination Actions](#) に関連文書の一覧が出てくる。それを見ると、委員会による報告が 2012 年 6 月に出されていることがわかる。このページに出てくる the committee とは [the Committee on Freedom of Association](#) のことである<sup>1</sup>。

2012 年 6 月のリンク([Report in which the committee requests...](#))をクリックすると報告が

<sup>1</sup> 結社の自由委員会については、吾郷真一『国際経済社会法』（三省堂、2005 年）121 頁以下。

出てくる。このうち、冒頭の *Allegations*、パラグラフ 594-596、最後の *The Committee's recommendations* (パラ 649) を見てくること。この報告は、ILO 理事会([Governing Body](#)) の第 315 回会期 (2012 年 6 月) において承認([approve](#))されている。

委員会はその後にも検討を続け、2012 年 6 月の *recommendations* についてどのような対応がなされているかを検討し、*Effect given to the recommendations...* という報告を 2013 年 10 月に行っている。そして、この報告を含む委員会報告書全体が[理事会により承認されており](#)、上の毎日新聞の記事に繋がっている。

その 2013 年 10 月の報告書へのリンクをクリックすると、ごく短い報告が出てくる。そのパラ 65 に東京高裁への控訴についての言及がある。その[東京高裁判決は 2014 \(平成 26\) 年 6 月 5 日](#)に下されている。委員会による 2012 年 6 月の報告 (したがってそれに含まれる勧告) は地裁判決後に出されているため、弁護団は高裁段階でこれを援用して主張を行った。それへの東京高裁の返答は、判決(リンク先 PDF) 27 頁に示されている。控訴人らは上告したが、最高裁は 2015 (平成 27) 年 2 月 5 日決定により上告棄却 (民訴法 312 条)、不受理 (民訴法 318 条) とした。

この高裁判決に対し、控訴人側訴訟代理人を務めた弁護士が、以下のような見解を示している<sup>2</sup>。

本件事件の控訴審判決は、本件勧告・フォローアップ見解に全く背を向けるか、見方によっては敵意すら示すものであった。……結局、控訴審……は、本件事案の抜本的かつ早期の解決を求める ILO の努力を愚弄する姿勢を示して恥じるところがなかったのである。

……

本件整理解雇事件に関する司法判断は、本件勧告・フォローアップ見解を踏まえた内容とはならず、弁護団には、ILO 条約・勧告をどう位置づけ、勝訴判決に生かしていくべきであったのか、課題が残った。

「全く背を向けるか、見方によっては敵意すら示すものであった」という見解は適切か、考えてくること。併せて、「どう位置づけ、勝訴判決に生かして [つなげて?] いくべきであったのか」も考えてくること。

その後、委員会は 2015 年 10 月に *Effect given to the recommendations...* という報告を行っている。ここで、委員会はどのような見解を示しているだろうか。また、この事案がいまだに *follow-up* に分類されていて、*closed* とされていないのはなぜだろうか。さらに、この結社の自由委員会による審査手続はどの程度実効的なものと理解すべきだろうか。

---

<sup>2</sup> 堀浩介「ILO 勧告から見た日本航空整理解雇事件」労働法律旬報 1840 号 (2015 年 5 月 25 日) 36 頁、40 頁。